

1. 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）要綱の一部改正の内容

(1) 取扱期間の延長

取扱期間が、平成27年3月31日まで、延長されます。

(2) 特例措置の延長・拡充

- ① 貸付限度額の引き上げ：1,500万円→2,000万円
(災害マル経（東日本大震災特定被災区域）は、別枠1,000万円)
- ② 貸付金利：災害マル経につき、当初3年間基準金利 - 1.2%
- ③ 貸付期間：運転資金5年→7年、設備資金7年→10年
- ④ 据置期間：運転資金6カ月→1年、設備資金6カ月→2年

さらに

2. 刈谷市小規模事業者経営改善資金（マル経）利子補給補助金

小規模事業者の経営の安定及び資金調達の円滑化に資するため、株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）の融資を受けた場合に、その利子の一部を補助します。

【対象事業者】

次に掲げる要件にいずれも該当する方

- (1) 刈谷商工会議所を通じて株式会社日本政策金融公庫からマル経融資に基づき借り入れを実行していること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第5項及び第11項に規定する営業を営む者でないこと。
- (3) 代表者及び従業員が刈谷市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

【対象経費】

平成26年4月1日から平成29年3月31日までに融資が完了したマル経融資に係る利子（延滞利子を除く）で、初回から連続する12回分を限度とします。

【補助金額】

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、同一事業者につき20万円を限度とします。

《問合せ先》 刈谷商工会議所 中小企業相談所 0566-21-0370

「平成27年3月新規学卒求人取扱説明会」開催のお知らせ

平成27年3月新規学校卒業予定者の採用を予定している企業の皆様を対象に、次のとおり説明会を開催します。

- と き** 平成26年6月12日(木) 午後1時30分から4時まで
- と ころ** 刈谷市産業振興センター 本館7階 小ホール
刈谷市相生町1-1-6
- 主 催** 刈谷公共職業安定所

◆詳細については、ハローワーク刈谷（電話 0566-21-5003 求人・企画部門）までお問い合わせください。

360年の信用堅実で未来にはばたく

OTA OTA
SHOUJI
GROUP

太田商事株式会社

本社/刈谷市南桜町1丁目73番地
Tel.0566(23)5835

泉石油株式会社

本社/刈谷市南桜町1丁目25番地
Tel.0566(23)5837

株式会社 和泉屋

本社/刈谷市南桜町1丁目25番地
Tel.0566(23)5838

<http://www.ota-shoji.co.jp>

加藤 労務管理事務所

- 1 労務管理に関する
ご相談
- 2 就業規則の作成・改訂
- 3 ジョブカード活用の採用育成
- 4 厚生労働省各種助成金
- 5 給料計算
- 6 職安など求人手続代行

TEL 0566-24-3948

FAX 0566-24-3762

E-mail katoromu21@katch.ne.jp

中国専門
旅行会社

おかげさまで創業50年



中国渡航はお任せ下さい!

業界他社には無い機能・サービス(VISA、ホテル、国内線、列車切符など)のご提供は勿論北京、上海ベースに様々なサポートを致します。

日中平和観光株式会社
TEL:052-211-4066

名古屋市中区錦2-15-22 りそな名古屋ビル1F
ホームページアドレス <http://www.nicchu.co.jp/>